

早期発見・早期対応・対処

事業名
目指すべき姿(☆)
取組の内容(○)

平成29年度の取組(○)と課題(☆)

平成30年度の進捗状況

心の教育センター相談事業

- ☆ 心理や福祉の高度な専門性を有するSC等による教育相談活動の充実。
 - ・ 相談担当者のスキルアップ
 - ・ 学校訪問支援による校内支援(教育相談)体制の充実
- 【各種教育相談活動の実施】
 - ・ 来所相談
 - ・ 24時間電話相談
 - ・ Eメール相談
 - ・ 出張教育相談
 - ・ ふれんどるーむCoCo(児童生徒の交流の場)
 - ・ やまももの会(保護者交流の場)
 - ・ 学校訪問支援

- 県下全児童生徒(小1~高3)への電話相談カード、相談チラシの配布(4月)、コンビニ・スーパーでのチラシの配布(電話相談カード:82,210枚、チラシ:90,000枚)
- 来所相談、出張教育相談:受理件数 372件、延2,734件
- 24時間電話相談 958件
- メール相談 94件
- ふれんどるーむCoCo参加人数 子ども延189名、学生ボランティア延べ92名
- スマイルふれんど派遣回数 51回
- 子育て講演会の実施 6/11、12/9 参加者113名(託児利用15名)
- やまももの会の実施 10回、参加者 延べ26名
- 緊急事案への対応(学校等への派遣) 75回(46回)
- 関係機関との連携(支援会等への支援) 89回
- ☆ 各種広報媒体を活用するとともに、子育て講演会、教員研修会、関係機関会議等の機会を活用し、心の教育センターの業務のさらなる周知に努める。

- 県下全児童生徒(小1~高3)への電話相談カード、相談チラシの配布(4月)、コンビニ・スーパーでのチラシの配布(電話相談カード 79,090枚、チラシ 85,000枚)
- 来所相談、出張教育相談:受理件数 56件、延べ126件
- 24時間電話相談 153件
- メール相談 4件
- ふれんどるーむCoCo参加人数 子ども3名、学生ボランティア2名(H30.4月末現在)
- 子育て講演会(6/9実施予定)

校内支援会活性化事業

- ☆ 各学校において、校内支援会が充実し、児童生徒や保護者の不安・悩みの解消に向けた組織的かつ計画的な支援が展開されている。
- ☆ 校内支援会にSC・SSW等が参加し、それぞれの専門性を活かした支援が行われている。

- 【重点支援校への支援】
校内支援体制の確立・充実をめざす県内小学校10校を重点支援校として位置付け、毎月の校内支援会に心の教育センターのSC、指導主事等を派遣して、問題の解決に向けた学校への支援を行う。

- 重点支援校小学校10校への訪問支援の実施104回
- 支援対象ケース数:延べ519ケース
 - ・ 不登校要因87
 - ・ いじめ要因8
 - ・ 人間関係要因47
 - ・ 行動要因 232
 - ・ 学習面要因67
 - ・ 虐待要因 8
 - ・ 複合要因 60
 - ・ 保護者対応 10
- ☆ 担任の判断で校内支援会にあがらない子どもの事案も見られるため、課題の軽重に関わらず、気になる子どもをすべて組織で共有することを徹底する必要がある。
- ☆ 支援後の効果や子どもの変容についての検証が十分ではない状況も見られるため、校内支援会におけるPDCAサイクルをさらに充実させる必要がある。

- 重点支援校9校(小学校5校・中学校3校・義務教育学校1校)への訪問支援の実施7回
- 支援対象ケース数 延べ37ケース
 - ・ 不登校要因 15
 - ・ いじめ要因5
 - ・ 人間関係要因 2
 - ・ 行動要因 8
 - ・ 学習面要因 1
 - ・ 虐待要因 3
 - ・ 複合要因 0
 - ・ 保護者対応3
- 各学校の課題やニーズの把握及び個別事案に対する見立てや具体的支援策への助言を実施(H30.4月末現在)

児童相談所等による相談対応

- ☆ 各種相談への対応が、迅速かつ適切に行われている。
- 児童相談所及び市町村の要保護児童対策地域協議会等が、学校等関係機関と連携しつつ子どもや保護者からの相談等に対応する。

- 児童相談所における相談件数(平成29年度3月末)
 - ・ 中央児童相談所 1,002件
 - ・ 幡多児童相談所 272件
 - ・ 療育福祉センター相談部 658件
- ☆ 子どもや保護者、市町村・学校関係機関からの相談への対応が適切に行われている。今後も引き続き、それぞれの部署において各種相談への対応を行う。

- 子どもや保護者、市町村・学校関係機関からの相談への対応が適切に行われている。

事業名
目指すべき姿(☆)
取組の内容(○)

平成29年度の取組(○)と課題(☆)

平成30年度の進捗状況

- スクールカウンセラー等活用事業
- スクールソーシャルワーカー活用事業

☆ すべての公立学校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置する。

○ 児童生徒や保護者等のいじめをはじめとする人間関係の不安や悩みに対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に配置、または派遣し、教育相談体制を充実させ、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応を図る。

【スクールカウンセラー】
○ スクールカウンセラーを全公立学校（小学校192校、中学校105校、義務教育学校2校、高等学校37校、特別支援学校14校）に配置。

○ 6市（安芸市、香美市、南国市、高知市、土佐市、四万十市）の教育支援センターにアウトリーチ型スクールカウンセラーを配置。

○ スクールカウンセラーの相談実績。
・ 相談人数 延べ46,787人
・ 相談件数 109,563件

【スクールソーシャルワーカー】
○ スクールソーシャルワーカーを31市町村・学校組合と15県立学校に配置。

○ 7市（高知市、香南市、香美市、南国市、土佐市、須崎市、四万十市）にスクールソーシャルワーカーを重点配置。

○ 未配置市町村及び未配置校に対してはチーフスクールソーシャルワーカーがに対応できるような体制を整備。

○ スクールソーシャルワーカーの支援実績。
・ 支援の対象となった児童生徒数 延べ 3,239人
・ 支援件数 3,786件

○ 全公立学校で校内支援会での専門人材の活用が進んでいる。

☆ すべての公立学校において、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの支援を受けることができる体制はできた。しかし、勤務時間等の拡充や専門人材の有効活用を進める必要がある。

【スクールカウンセラー】
○ スクールカウンセラーを全公立学校（小学校190校、中学校105校、義務教育学校2校、高等学校37校、特別支援学校14校）に配置。

○ 8市（安芸市、香美市、香南市、南国市、高知市、土佐市、四万十市、宿毛市）の教育支援センターにアウトリーチ型スクールカウンセラーを配置。

【スクールソーシャルワーカー】
○ 33市町村・学校組合に配置。
・ 平成29年度配置市町村・学校組合に加え安田町、大川村へ新規配置。
・ 21県立学校に配置（安芸桜ヶ丘、高知農業、窪川、檜原、山田養護学校田野分校、中村特別支援へ新規配置）。

○ 未配置となっている市町村及び未配置校に対しては、チーフスクールソーシャルワーカーや心の教育センターのスクールソーシャルワーカーが対応している。

いじめ問題等の解決に向けた外部専門家活用事業

☆ 緊急事案に対応できる学校の組織体制が確立している。

○ 専門家（弁護士1名、臨床心理士3名、退職警察官1名、退職教員3名）と県教育委員会事務局職員による緊急学校支援チームを組織し、児童生徒の生命に関わる事案や学校が対応に苦慮している事案に対して支援チームを派遣し、改善に向けた具体的な対応等について、専門的な見地から助言を行う。

○ 緊急学校支援チームを設置し、専門家チームの委員8名（弁護士、臨床心理士、退職警察職員、退職教員）を委嘱し、派遣体制を整えた。
・ 平成29年度派遣実績 37回

☆ 緊急学校支援チーム設置要綱に基づき、専門家チームの委員を委嘱し、派遣している。臨床心理士の派遣がほとんどであるので、他の分野での支援も進めていく。

○ 緊急学校支援チームを設置し、専門家チームの委員8名（弁護士、臨床心理士、退職警察職員、退職教員）を委嘱し、派遣体制を整えた。
・ 平成30年度派遣実績 5月末現在 7回